

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年熊本県指令市町村第23号）の一部を次のとおり変更する。

熊本市長 大西 一 史

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年熊本県指令市町村第23号）の一部を次のように変更する。

第7条第1項中「32人」を「45人」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 広域連合議員は、構成市町村の長又は議会の議員により組織する。

第8条を次のように改める。

（広域連合議員の選挙の方法）

第8条 広域連合議員は、構成市町村の長及び議会の議員のうちから、各構成市町村の議会において1人を選挙する。

2 前項の規定による選挙については、地方自治法第118条の例による。

第9条第1項中「2年とする」を「当該構成市町村の長又は議会の議員としての任期による」に改め、同条第2項中「又は議員」を「又は議会の議員」に改め、同条第4項及び第5項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規

定による熊本県知事の許可のあった日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の日(以下「施行日」という。)から平成31年2月13日までの間における広域連合議員の定数は、この規約による変更後の熊本県後期高齢者医療広域連合規約(以下「変更後の規約」という。)第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、32人とする。
- 3 この規約の施行の際現に在職する広域連合議員及び次項の規定による選挙により当選した広域連合議員の任期は、変更後の規約第9条第1項の規定にかかわらず、平成31年2月13日までとする。
- 4 施行日から平成31年2月13日までの間に広域連合議員に欠員が生じた場合は、この規約による変更前の第9条第3項から第5項までの例により選挙を行うものとする。

(提出理由)

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、市議会の議決を求めるものである。